

尾張旭市監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和4年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

企画部（企画課、秘書課・健康都市推進室、人事課、広報広聴課、情報政策課）

3 監査の期間

令和4年10月25日から令和4年11月25日まで

4 監査の方法

令和4年度（令和4年9月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

(1) 平子の森草刈り等委託業務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。（企画課）

(2) 令和4年度広報等配達業務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。（広報広聴課）

7 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付す。

産業医委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により産業医と業務委託契約を交わし、職員に関する衛生管理上必要な事項の指導及び助言が行われているが、契約の形態及び支出の節区分等について、考察されたい。

（人事課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

消防本部（消防総務課、予防課、消防署）

3 監査の期間

令和4年10月25日から令和4年11月25日まで

4 監査の方法

令和4年度（令和4年9月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。